

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業 (ケーブルテレビ光化等整備支援事業) 公募要領

1 ケーブルテレビ光化等整備支援事業の概要

(1) 事業内容

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（8）①のとおり。

(2) 実施主体

市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

なお、本補助事業は、ケーブルテレビネットワークを通じて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築に資することを目的としているので、①ケーブルテレビネットワークに該当しない通信網の光化、②ケーブルテレビネットワークに該当していても通信目的に該当する部分の光化は認められないことに留意されたい。

(4) 交付額

交付額は、次の表の補助額を上限として交付する。

実施する事業	補助申請の主体	財政力指数	補助額
・ ケーブルテレビネットワークの光化 ・ ケーブルテレビネットワーク光化に伴う民設移行（承継事業制度） ・ 共聴施設（NHK 共聴を除く）のケーブルテレビネットワーク化	市町村、市町村の連携主体又は承継事業者（市町村又は市町村の連携主体の承継事業者に限る。）	0.5 以下	補助対象経費の2分の1に相当する額
		0.5 超 0.8 以下	補助対象経費の3分の1に相当する額
	第三セクター法人又は承継事業者（第三セクター法人の承継事業者に限る。）	0.8 以下	補助対象経費の3分の1に相当する額
光化された公設ネットワークの民設移行（承継事業制度）	承継事業者（市町村又は市町村の連携主体の承継事業者に限る。）	0.8 以下	補助対象経費の3分の1に相当する額

なお、交付下限額が100万円のため、1事業に係る交付要綱別表（第4条関係）に定める区分ごとに、財政力指数が0.5以下の市町村、市町村の連携主体又はこれらの承継事業者の場合は事業費200万円以上、財政力指数が0.5超0.8以下の市町村、市町村の連携主体若しくはこれらの承継事業者又は第三セクター法人若しくはこの承継事業者の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

※合併前の市町村単位では財政力指数が0.8以下であった場合の当該合併前の市町村域は、合併前の財政力指数を用いることができる。

2 提出方法

(1) 提案書類

- ① 公募申請書【実施マニュアル II 8 別紙 2】
- ② 交付申請書【交付要綱様式第 1 号】
- ③ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）
【交付要綱様式第 1 号 別紙 1 第 10】
- ④ 見積書【実施マニュアル 資料 9-1、資料 9-2】
- ⑤ 工事概要書【交付要綱様式第 1 号 別紙 3】（工事を要する場合のみ）

※公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。

(2) 提出先・提出期限

公募開始の日（令和 7 年 1 月 17 日（金））から同年 2 月 7 日（金）12:00（必着）までの間に、次のいずれかの方法により提出すること。

- ・ 管轄する総合通信局等に電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により電子ファイルを提出
- ・ J グランツ（補助金電子申請システム）の利用による申請
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

3 申請の要件、選定方法等

(1) 申請の要件

申請内容について、以下の①～④の要件を満たすかについて確認を行い、⑤の要素を加味する。

- ① 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から行う、次の各号のいずれかの事業であること。
 - ア ネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人（市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、当該事業を承継事業者が行う場合にあっては、承継事業者）が行うもの
 - イ 地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする光化されていない共聴施設から光化されたケーブルテレビ施設による放送の視聴へ移行するためのネットワークの整備を行う場合において、当該共聴施設が所在する場所までの伝送路設備及び当該共聴施設により地上デジタルテレビ放送の再放送が視聴可能な地域の範囲におけるネットワークの整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人（市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、当該事業を承継事業者が行う場合にあっては、承継事業者）が行うもの
 - ウ 市町村又は市町村の連携主体の所有する光化されたケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等に伴うネットワーク及び送受信設備等の整備を行う事業であって、承継事業者が行うもの
- ② 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村であること。
- ③ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域であること。

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

- ④ 財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域であること。
- ⑤ 地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に、申請しようとする補助事業の事業名及び箇所が明記されていること。

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は、事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 令和6年度当初予算

令和7年	3月中旬	採択候補先内示・本申請
	3月下旬	交付決定

5 その他

- ・ 交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業」
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_network.html
に掲載（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）。
- ・ 本事業と併用するために、高度無線環境整備推進事業の申請を希望する場合は、事前に管轄する総合通信局等に相談すること。

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記URLに掲載される「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。